

社援保発 0329 第 6 号  
平成 31 年 3 月 29 日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長  
（ 公 印 省 略 ）

### 生活保護法第 29 条に基づく労災給付に係る調査について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 29 条に基づく関係機関に対する調査の囑託及び報告の請求については、日頃よりご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

法第 29 条による調査に係る留意事項については、「生活保護法の一部改正による生活保護法第 29 条第 2 項の創設に伴う同条第 1 項に規定する関係先への調査実施に関する留意事項について」（平成 26 年 6 月 30 日付け社援保発 0630 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）により通知しているところです。

課長通知において、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に基づく保険給付及び石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）に基づく特別遺族給付金（以下「労災給付等」という。）に係る照会については保護の実施機関（以下「実施機関」という。）から厚生労働省労働基準局（以下「労働基準局」という。）に照会するよう示しているところですが、労働基準局ではなく所轄労働基準監督署に照会を行うなど、課長通知に基づく取扱いが徹底されていない状況が散見されているところです。このため、地方分権改革に関する「平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）（別紙 1）において、「保護の実施機関が行う要保護者等に係る調査（29 条）のうち、労働者災害補償保険法（昭 22 法 50）7 条 1 項に基づく保険給付の調査については、調査の照会先が厚生労働省労働基準局であることの周知徹底を図るとともに、同局に照会する際の様式を統一するなど、迅速かつ適正に生活保護費が決定されるよう、地方公共団体に 2018 年度中に通知するととも

に、全国会議を通じて周知する。」こととされました。

これを踏まえ改めて留意いただきたい点を下記のとおり整理しましたので、その取扱いに遺漏なきよう管内実施機関への周知等よろしくお取り計らい願います。

なお、本通知は労働基準局と協議済みであることを念のため申し添えます。

## 記

### 1 労災給付等に関する制度概要及び対象者

労災給付等は 1. 業務上の事由又は通勤による負傷や疾病による療養のため、2. 労働することができないため、3. 賃金を受けていないためという要件を満たす限り支給されるものであるため、稼働中の被保護者が突如稼働を中止した場合など、労災給付の受給の可能性がある場合は調査の実施について検討すること。(労災給付の詳細については以下を参照。 [https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/pamphlet\\_faq.html](https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/pamphlet_faq.html) )

### 2 調査の実施方法

実施機関が労働基準局に調査を行う際には、調査依頼書(別紙2)に課長通知の別紙に定める「保護の実施機関等が提供する情報」(①調査対象者氏名(フリガナ)、②性別、③生年月日、④住所、⑤保護の開始(廃止)日)を記載した上で実施すること。

また、労働基準局への照会項目は、より迅速に回答を得る観点から次のとおりとすること。

(1) 年 月 日から 年 月 日までの間における労災給付等の受給の有無

【受給有の場合】

(2) ア 給付の種類、イ 支払年月日、ウ 支払額、エ 支給された期間(既支払分に限る)

なお、労働基準局に対する調査の実施に当たっては、法第29条2項に基づき回答義務がある項目(課長通知の別紙の「調査項目」に掲げる労災給付等の種類ごとに上記(1)及び(2)に記載した項目)以外の項目について回答を求める場合には、同意書の添付が必要である。

### 3 調査に関する留意事項

(1) 被保護世帯への訪問調査や被保護者からの提出資料によっても、収入状況等に不明な点が残る場合など、真に調査が必要か否か検討した上で、調査を

実施すること。

- (2) 資力の発生日については、給付の請求時ではなく支給決定時点となるので留意すること。
- (3) 労働基準局に提出する同意書が平成 25 年法改正前に作成したものである場合には、当該同意書は従前の調査範囲についてのみ同意したものであるため、回答も従前の範囲において行われるものであること。そのため、調査に当たっては、平成 25 年法改正後に作成した同意書を要保護者等から徴取するよう努めること。

「平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）（抄）

6 義務付け・枠付けの見直し等

【厚生労働省】

(16) 生活保護法（昭 25 法 144）

- (iv) 保護の実施機関が行う要保護者等に係る調査（29 条）のうち、労働者災害補償保険法（昭 22 法 50）7 条 1 項に基づく保険給付の調査については、調査の照会先が厚生労働省労働基準局であることの周知徹底を図るとともに、同局に照会する際の様式を統一するなど、迅速かつ適正に生活保護費が決定されるよう、地方公共団体に 2018 年度中に通知するとともに、全国会議を通じて周知する。

番  
年 月 日  
号  
日

厚生労働省労働基準局長 殿

福祉事務所長

氏 名

公印

## 生活保護法第 29 条の規定に基づく調査について（依頼）

保護の決定若しくは実施又は生活保護法（以下「法」という。）第 77 条若しくは第 78 条の規定の施行のために必要がありますので、法第 29 条の規定に基づき、別紙に記載の調査対象者の下記事項について照会します。

本調査依頼書と併せて調査対象者の同意書を同封します。

なお、当事務所において、入手した資料については、情報の秘密の保護に万全を期していますので念のため申し添えます。

## 記

1. 調査対象者 ①調査対象者氏名（フリガナ）、②性別、③生年月日、④住所、⑤保護の開始（廃止）日）

## 2. 調査事項

&lt;調査事項&gt;

(1) 年 月 日から 年 月 日までの間における労災給付等の受給の有無

【受給有の場合】

(2) ア 給付の種類、イ 支払年月日、ウ 支払額、エ 支給された期間(既支払分に限る)

【連絡先】 電話番号： ( ) [内線： ]

【回答送付先】

(住所)

〒

担当課

担当者：